

2026 年 7 月 31 日

財務省国際局調査課投資企画審査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等
に関する政令（案）等に対する意見について

2026 年 7 月 3 日付で意見募集が開始された「外国為替及び外国貿易法の一部
を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）等」について、
別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）等」に対する意見について

#	該当文書	該当箇所	意見・理由
1	外国為替に関する省令の一部を改正する省令（案）	第 6 条第 2（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） 外国為替令第 7 条第 3 項第 3 号（銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等）	● 今回の改正により新たに対内直接投資等の対象となる間接取得およびみなし外国投資家による投資について、外為法第 17 条にもとづき銀行等に求められる確認義務の対象、範囲および確認方法を明確化いただきたい。 ● 例えば、以下のような各場面について、銀行等が確認すべき事項および確認方法を示していただきたい。特に、各場面において、顧客からの申告および届出受理証等の確認をもって足りるのか、疑義がある場合に追加資料の徴求や実質的支配関係の確認が必要となるのかを明確化いただきたい。 ➤ 銀行等が顧客から外国送金の依頼を受ける場合 ・ 外国送金依頼人の実質的支配者や、外国投資家との支配・影響関係について、追加的な確認が求められるか。 ・ 顧客から申告された送金目的が出資以外である場合、銀行等は当該申告に依拠してよいか、疑義がある場合にはどの程度の追加確認が求められるか。 ➤ 非上場会社の株式取得代金の決済時 ・ 振込や現金入金等により非上場会社の株式取得代金の決済を取り扱う場合、銀行等は、購入者がみなし外国投資家に該当するかを確認する必要があるか。 ・ 確認が必要な場合、顧客の自己申告および届出受理証等の確認をもって足りるか、それとも、実質的支配者や支配・影響関係について追加的な確認が求められるか。 ➤ 投資資金に係る被仕向送金の受領時

#	該当文書	該当箇所	意見・理由
			・ 海外から投資資金として被仕向送金を受ける場合、受取銀行は、送金依頼人および送金受取人について、実質的支配者、支配・影響関係または間接取得の状況をどの範囲まで確認する必要があるか。 ・ 銀行等が通常取得可能な情報のみではこれらを把握できない場合、どのような確認を行うことが求められるか。 ● また、銀行等が通常取得可能な情報、顧客からの申告および提示された届出受理証等に合理的に依拠して確認を行った場合の取扱いを含め、外為法第 17 条にもとづき銀行等に求められる確認の水準および責任の範囲を示していただきたい。
2	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）	外国為替令第 7 条第 1 項および第 2 項 （銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等）	● 外国為替令第 7 条第 1 項および第 2 項では、外為法第 17 条第 1 号および第 2 号にもとづき銀行等の確認義務の対象とならない支払等の具体的な範囲を告示により指定することとされている。 ● しかしながら、当該告示案が示されていない現時点では、銀行等において、確認義務の対象となる支払等の範囲、本改正に伴い必要となる行内手続・システム対応および顧客への影響を具体的に把握し、評価することが困難であり、本政令案が銀行実務に及ぼす影響について十分な検討を行うことができない。 ● このため、確認義務の対象とならない支払等を定める告示案ならびに当該支払等の具体的な範囲および判断基準を早期に公表するとともに、当該告示案について、銀行等が実務上の影響を十分に検討できる意見募集期間を設けていただきたい。 ● また、銀行等が施行までに必要な行内規程・事務手続・システムの整備および顧客周知を行うことができるよう、告示の公布から適用までに十分な準備期間を確保していただきたい。
3	外国為替及び外国貿易法の一部を改	外国為替令第 7 条第 2 項	● 外国為替令第 7 条第 2 項にもとづき告示で指定される支払等について、以下の理解で相違ないか示していただきたい。

#	該当文書	該当箇所	意見・理由
	正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）	（銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等）	➤ 当該告示により指定された支払等については、銀行等による外為法第 17 条第 2 号にもとづく確認義務の対象とならないこと ➤ 当該支払等を取り扱う銀行等は、原則として、当該支払等が告示に定める類型に該当することを確認すれば足り、個々の取引ごとに、次の事項を実質的に確認・判定することまでは求められないこと ・ 当該資本取引を行う者が外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する外国為替取引等取扱業者に該当すること ・ 当該外国為替取引等取扱業者において、当該資本取引に係る義務の履行に必要な態勢が整備されていること ➤ 外国為替令第 7 条第 2 項は、告示で指定された「支払等」を外為法第 17 条第 2 号にもとづく銀行等の確認義務の対象から除外するものであって、当該支払等の原因となる資本取引について、外為法第 21 条第 1 項にもとづく許可取得義務を免除するものではないこと ● 仮に、取扱銀行等が個々の支払等について、外国為替取引等取扱業者への該当性や義務の履行に必要な態勢の整備状況その他の実質的な要件を確認することが求められる場合には、確認すべき事項、確認方法、確認の水準および依拠することができる資料を示していただきたい。

以 上